

# 「敷引き」返還命令

神戸地裁  
「不合理」

敷金や保証金の一部を差し引く「敷引き」は無効だとして、神戸市中央区の男性(29)が東京都の不動産業者に約25万円の

返還を求めた控訴審判決が20日までに神戸地裁であり、村岡泰行裁判長は「借り主に一方的で不合理な負担を強いている」

として、請求を棄却した神戸簡裁判決を取り消し、業者に全額返還を命じた。大阪の弁護士らでつくる「敷金問題研究会」によると、控訴審で敷引きが無効と認められたのは初めて。

判決によると、男性は神戸市中央区のマンションを03年8月から2年間借りる契約を業者と結び、保証金30万円を預けた。7カ月後に退去することになったが、敷引き25万円を除いた5万円しか返還されなかった。

判決は、関西地区で慣行になっている敷引きについて「貸主が借り主に一方的に押しつけている」と指摘、消費者の利益を一方的に害することを禁じた消費者契約法に違反すると判断した。

2005年7月21日朝日新聞記事

学生ハウジングでは、国土交通省発行の『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』に基づき、負担割合の査定を行っております。

宜しくご理解ください。